

別表1(第3条)

会費の徴収基準、払込みの方法及び納期

1 会費徴収基準

等級	区 分	金 額(円/年)		備 考
		法定会員 定款会員	特別会員	
1	従事者数5名以下の個人	8,000	12,000	
2	従事者数5名以下の法人又は、従事者数10名以下の個人	10,000	12,000	
3	従事者数20名以下の法人又は、従事者数30名以下の個人	14,000	16,000	
4	従事者数50名以下の企業	20,000	22,000	
5	従事者数 100名以下の企業	25,000	27,000	
6	従事者数 200名以下の企業	30,000	32,000	
7	従事者数 300名以下の企業	55,000	57,000	
8	従事者数 301名以上の企業	65,000	67,000	
9	上記以外の売場面積 500㎡以上の企業	50,000~300,000		理事会決定
10	定款会員 (定款第9条ただし書第2号)	30,000~110,000		理事会決定

(従事者数には、事業主及び家族従事者を含む)

2 会費の払込みの方法

口座振替、預金口座振込み又は窓口での現金払

3 会費の納期

6月7日(上期分)及び11月7日(下期分)
(金融機関の休業日の場合は、翌営業日)